

平成 22 年度鳥取市国民健康保険事業の状況

- ・平成 22 年度国民健康保険費特別会計当初予算・・・ 1
- ・国保被保険者の状況
 - 人口及び被保険者数構成ピラミッド・・・・・・・・・・ 2
 - 国保加入者所得階層別世帯数・・・・・・・・・・・・ 3
 - 国保加入者の所得状況・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・国民健康の財政状況・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・非自発的失業者の国保料の軽減について・・・・・・・・ 6
- ・国民健康保険証のカード化等について・・・・・・・・ 7
- ・小児特別医療費助成制度の対象年齢拡充について・・・ 8～9

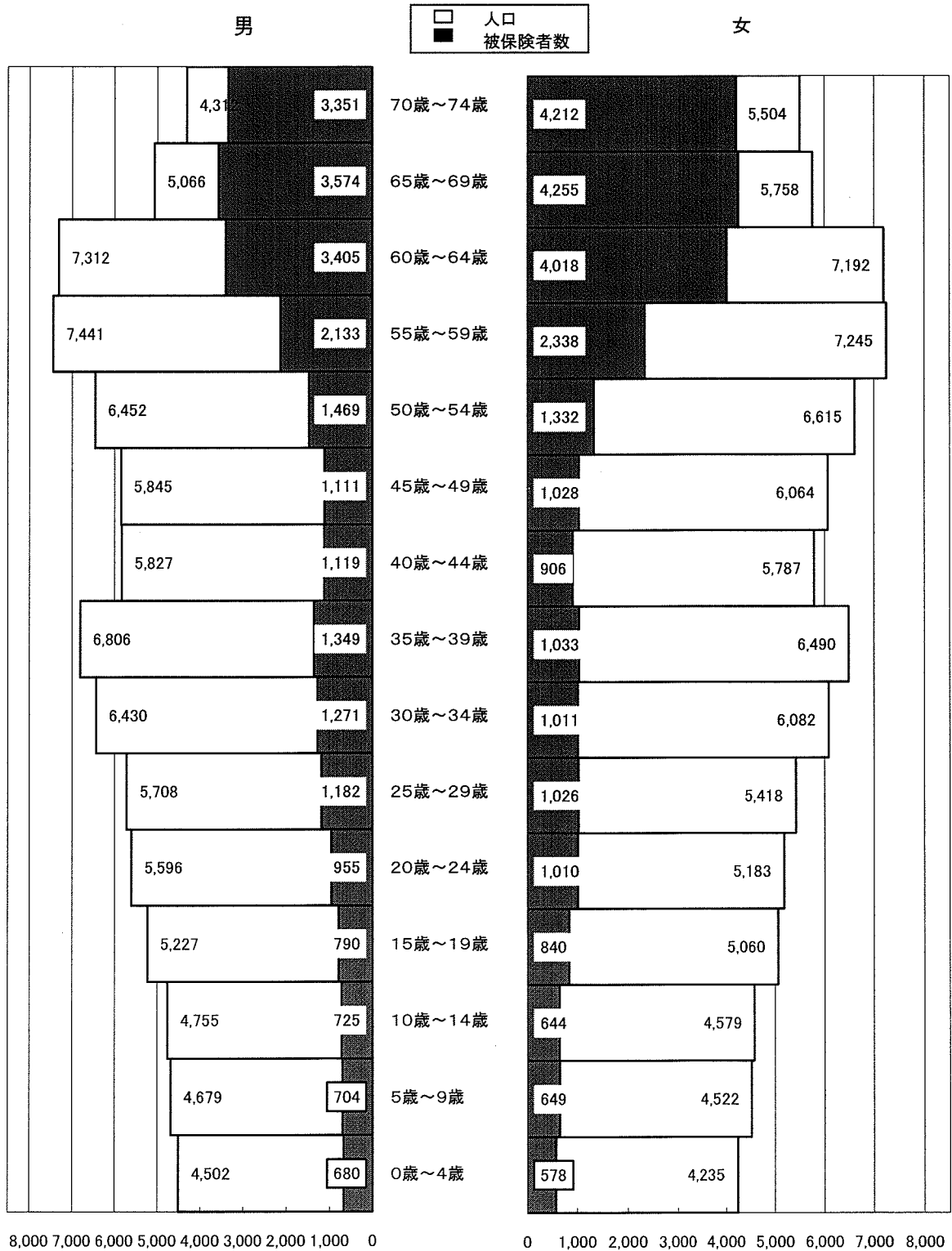
平成22年度 国民健康保険費特別会計当初予算

歳 入		(単位:千円)
科 目		予算額
保 險 料	医療給付費分現年分	2,836,281
	医療給付費分滞繰分	112,003
	介護分現年分	345,133
	介護分滞繰分	16,300
	後期高齢者支援金分現年分	826,629
	後期高齢者支援金分滞繰分	12,977
	計	4,149,323
一 部 負 担 金		2
使用料及び手数料		2,500
国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金	3,604,517
	高額医療費共同事業負担金	81,372
	特定健康診査等負担金	14,130
	財政調整交付金	1,349,076
	出産育児一時金補助金	4,300
	計	5,053,395
県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金	81,372
	特定健康診査等負担金	14,130
	県財政調整交付金	762,681
計	858,183	
療養給付費等交付金		839,384
前期高齢者交付金		2,505,750
高額医療費共同事業交付金		309,216
保険財政共同安定化事業交付金		1,997,136
一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	781,000
	職員給与費等繰入金	338,985
	出産育児一時金等繰入金	57,333
	財政安定化支援事業繰入金	144,867
	その他一般会計繰入金	400,000
	計	1,722,185
繰 越 金		2
延滞金、加算金及び過料		1,550
雑 入		17,550
広域化等支援基金貸付金		100,000
合 計		17,556,176

歳 出		(単位:千円)
科 目		予算額
総 務 費	一 般 管 理 費	334,922
	連 合 会 負 担 金	15,928
	賦 課 費	34,248
	徴 収 費	43,455
	運 営 協 議 会 費	932
	計	429,485
保 險 給 付 費	療 養 給 付 費	10,282,732
	療 養 費	30,290
	審 査 支 払 手 数 料	41,477
	高 額 療 養 費	1,214,373
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	20
	葬 祭 費	8,100
	出 産 育 児 一 時 金	90,300
	支 払 手 数 料	46
	移 送 費	20
	計	11,667,358
等 支 援 金	後 期 高 齢 者 支 援 金	2,022,355
	事 務 費 拠 出 金	270
計	2,022,625	
等 納 付 金	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,436
	事 務 費 拠 出 金	246
計	3,682	
老 健 拠 出 金	医 療 費 拠 出 金	12,802
	事 務 費 拠 出 金	144
計	12,946	
介 護 納 付 金		912,307
高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金		325,501
保 險 財 政 共 同 安 定 化 事 業 拠 出 金		1,997,136
保 健 事 業 費		56,056
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		53,547
償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		16,947
直 診 勘 定 繰 出 金		8,514
予 備 費		50,072
合 計		17,556,176

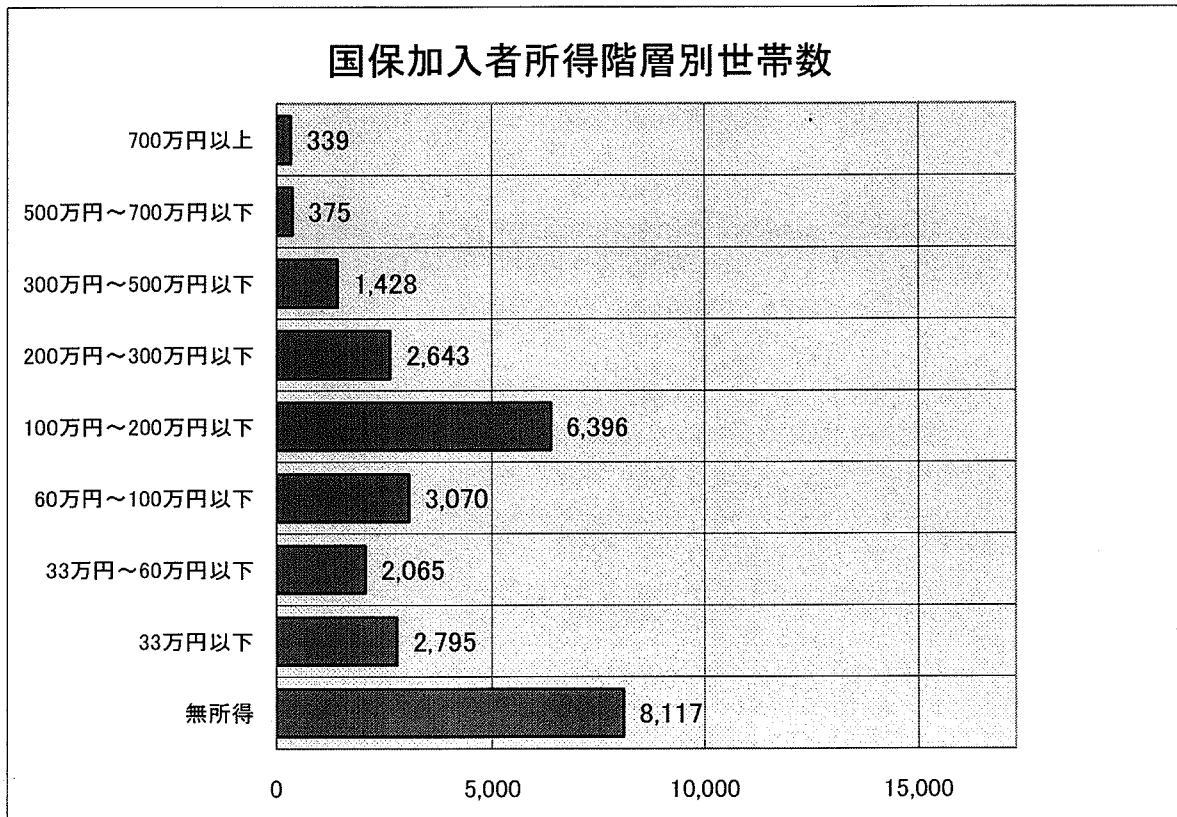
国保被保険者の状況

○人口及び被保険者数構成ピラミッド(H22.6末現在)



国保加入者所得階層別世帯数(平成22年7月当初賦課時点)

所得階層	世帯数	比率
無所得	8,117	29.81%
33万円以下	2,795	10.27%
33万円～60万円以下	2,065	7.58%
60万円～100万円以下	3,070	11.28%
100万円～200万円以下	6,396	23.49%
200万円～300万円以下	2,643	9.71%
300万円～500万円以下	1,428	5.24%
500万円～700万円以下	375	1.38%
700万円以上	339	1.25%
合計	27,228	100.00%

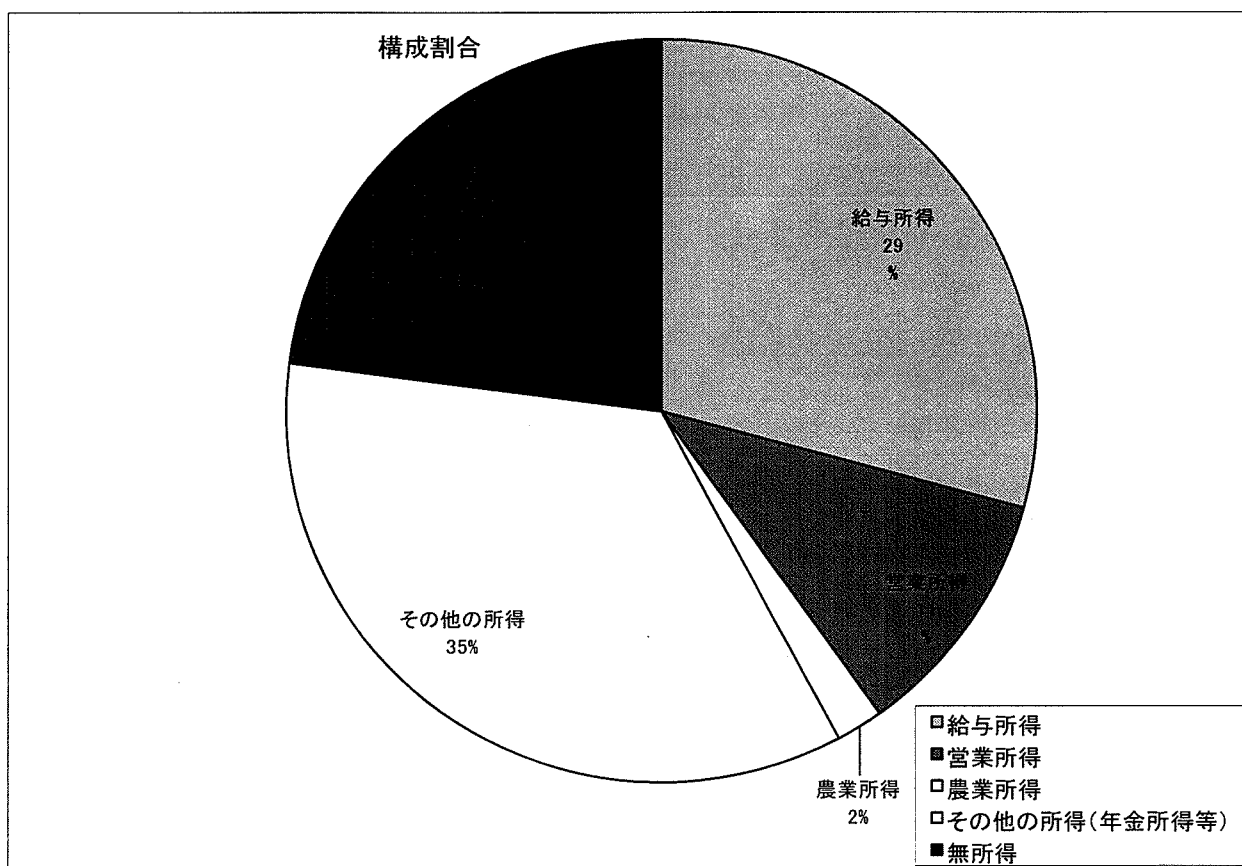


国保加入者の所得状況(平成22年7月当初賦課時点)

◎所得別加入世帯数

		(構成割合)
給与所得	7,949 世帯	29%
営業所得	2,987 世帯	11%
農業所得	552 世帯	2%
その他の所得(年金所得等)	9,498 世帯	35%
無所得	6,242 世帯	23%
計	27,228 世帯	100%

※所得区分は、保険料納付義務者である世帯主の所得区分



国民健康保険の財政状況

◎国保会計単年度収支の推移

(単位:千円)

年 度	歳入合計 (A)	(A)のうち国保 料	(A)のうち繰越金 (C)	(A)のうち基金 繰入 (D)	歳出合計(B)	単年度収支 (A)-(C)-(D)-(B)	国保料の引き 上げ(平均)
17	14,694,011	4,823,913	69,445	236,000	14,685,010	-296,444	6.6%
18	15,896,930	5,123,628	9,001	117,000	15,885,315	-114,386	8.57%
19	18,144,589	5,198,223	11,614	20,000	18,113,532	-557	3.76%
20	17,187,645	3,735,606	31,057	47,000	17,174,318	-64,730	—
21	17,138,350	3,644,551	13,327	446,166	17,266,582	-587,725	—
22 (当初予算)	17,556,176	4,149,323	2	0	17,556,176	-2	9.74%

◎基金残高の推移

(単位:千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (予算額)
基金取崩額	236,000	117,000	20,000	47,000	446,166	0
基金残高	621,485	504,485	488,199	444,139	0	0

◎保険料収納状況(現年分)

(単位:千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
調定額	5,080,887	5,422,430	5,528,485	4,048,300	4,031,365
収納額	4,723,616	5,003,352	5,061,293	3,601,705	3,511,402
収納率	92.97%	92.27%	91.55%	88.97%	87.10%
対前年比	—	-0.70%	-0.72%	-2.58%	-1.87%

※H20の調定額の減は、75歳以上の者が後期高齢者医療制度に移行したことによる。

倒産・解雇等で職を失った失業者の国民健康保険料（税）の軽減制度について

1. 背景

倒産・解雇等で職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険料（税）の負担軽減策を講じるもの。

2. 軽減制度の概要

(1) 対象者

雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者として、基本手当の受給資格を持つもの。

※ 各市町村の国民健康保険担当において、対象者に雇用保険受給者資格証を提示いただくことにより、特定受給資格者又は特定理由離職者の確認をします。

(2) 軽減期間

離職日の翌日からその翌年度まで

※ 離職日が施行日前であっても、当該離職日が平成 21 年 3 月 31 日以降であれば、施行日から平成 23 年 3 月 31 日まで軽減します。

(3) 軽減内容

- ① 対象者の国民健康保険料（税）については、前年の給与所得を 30/100 として算定
- ② 高額療養費等の所得区分の判定も、①を踏まえて対応

3. 施行日

平成 22 年 4 月 1 日

※ 国民健康保険料（税）の軽減は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の公布後、各市町村において条例改正が行われたのちに、平成 22 年度分の国民健康保険料（税）（概ね 6 月頃に各市町村において算定され、対象者の属する世帯の世帯主あて通知）から行われます。

国民健康保険証のカード化等について

国民健康保険証については、カード化に向けて検討を行ってきましたが、本年10月以降にお使いいただく保険証をカード化することとしました。これに伴い、毎年3月に発行してきた国民健康保険証の交付時期を9月に変更することとしました。

これらの措置に併せ、国から求められている次の事項に対応することとしています。

○臓器移植に関する意思表示

臓器の移植に関する法律の一部が改正されたことに伴い、医療保険の被保険者証に意思の有無を記載できるよう意思表示欄を設けることとされ、様式の改正を行いました。

○高校生以下の子どもに対する短期被保険者証の交付

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、資格証明書（特別な理由もなく1年以上国保料を滞納している世帯に発行されるもの）や短期被保険者証（納期までに国保料を納付しないため発行されるもの）を発行している世帯に属する高校生以下の子どもに対しては、6か月以上の有効期間を持つ短期被保険者証を交付することとなりました。

【適用時期】

平成22年7月1日から

【鳥取市の対応】

9月に国民健康保険証をカード化し、交付する予定であることから、当面9月末までを有効期限とした短期被保険者証を発行し、その後は6カ月の短期被保険者証を交付することとしました。

小児特別医療費助成制度における助成対象年齢の拡充について

1 制度の目的

小児の医療費を助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

2 制度の経過

子育て支援の拡充を図るため、対象年齢については、段階的に拡大をしている。

3 現行制度の内容

助成対象者	入院：就学前 通院：就学前
所得制限	なし
助成金額	所定回数を限度として、患者負担上限額を超えた金額
患者負担上限額	入院：1,200円/日（※低所得者世帯は月15日分の負担を上限とし、16日目以降は無料） ※市民税非課税世帯等で「標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた者 通院：530円/回（同一の医療機関で月4回分の負担を上限とし、5回目以降は無料）

4 助成対象年齢の拡充について

現在、小児の助成年齢対象は、入院、通院とも「就学前」となっているが、この**助成対象年齢を中学校卒業まで拡充**する。

5 医療費の公費負担増加額 約1億4千万円

追加分を県と市の協調による助成（県 1/2 7千万円、市 1/2 7千万円）

小児特別医療費助成制度の経過について

◎事業内容

昭和48年10月に制度を創設して以来、子育てに伴う医療費の負担軽減のため、県と協調して小学校就学前の小児に対する通院及び入院医療費の助成を行ってきた。

◎制度の経過

【昭和48年10月制度創設】

年 度	助 成 対 象	
	通 院	入 院
10年度以前	1歳未満児対象	4歳未満児対象
10.4.1	2歳未満児に拡大	
11.10.1	3歳未満児に拡大(2歳以上3歳未満所得制限有)	
12.4.1	2歳以上3歳未満の所得制限撤廃	
13.1.1	自己負担額を定額に据え置く	
14.4.1	4歳未満児に拡大	小学校就学前児に拡大
15.4.1	入院時食事療養費に係る助成を原則廃止	
17.4.1	5歳未満児に拡大	
20.4.1	小学校就学前児に拡大	